

様式E 終了時評価表

1. 案件の概要	
事業名（対象国名）：ジュバ市内におけるストリートチルドレンを支援する現地 NGO 及び現地政府の能力及びネットワーク強化事業（南スーダン共和国）	
事業実施団体名： 特定非営利活動法人 日本紛争予防センター（JCCP）	分野：社会福祉
事業実施期間： 2011年12月17日～2014年3月31日	事業費総額：99,081,480円
対象地域： ジュバ市内（特に Kuburi (Dinka and Bari, St Mary, Salakana, Gunmbo, 及び Hai Taki 地区）	ターゲットグループ： 直接裨益者：対象地域の子ども・若者約500名、孤児院の子供40名、現地政府・NGO 団体3団体、現地政府、自助グループ（教会メンバー、女性グループ、ユースグループ等からなる）約20名 間接裨益者：対象地域の周辺住民（約5,000名）
所管国内機関： 地球ひろば（現 東京国際センター）	カウンターパート機関： 中央エクアトリア州ジェンダー社会開発省
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>ジュバ市内で路上生活する子ども・若者の多くは、戦災孤児、未成年の母親、IDP（国内避難民）、元子ども兵であったり、両親との死別や離別、貧困、病気、家庭内暴力等から必要な保護を欠いているため、教育機会がなく、基本的な自己管理・衛生観念・健康管理の社会的知識が不足しているほか、暴力・犯罪・性的暴力の被害者または加害者となる高いリスクに晒されている。このような子どもや若者は、長期の避難民生活、紛争による保護者の死亡などが原因で路上生活者となっている場合が多く、現時点でジュバにおよそ1万人以上が存在すると推定されている。その多くは学校にも行けず、成人しても職がなく食糧も十分に得られず、衛生面でもごみ収集所の近辺、木の下、墓場近くなどの劣悪な環境で生活している。ジュバ市内では、このような子ども・若者を対象にした支援を行う現地 NGO 及び現地政府は存在するが、その多くは人材や能力不足の問題を抱えており、十分な支援が実現していない。更に、各支援分野の活動がそれぞれ単独に実施されているため、現地 NGO 及び現地政府間の相互連携が欠如し、包括的な支援が実施されていない。</p> <p>本提案事業では、上記の課題を改善するため、路上生活をする子ども・若者の支援分野の中でも特に緊急を要する心理ケア、シェルター提供、啓発・教育及び職業訓練の支援を行う現地 NGO 及び現地政府の能力強化を行う。また、これらの現地 NGO 及び現地政府間で連携を取りながら包括的な支援を行えるようネットワーク構築能力の強化を支援する。</p>	

1-2 協力内容

(1) 上位目標

南スーダン・ジュバ市内において、内戦の影響によって生活困難な状況にある路上生活及び半路上生活をする子ども・若者（以下：「ストリートチルドレン」）の健康・安全が向上する。

(2) プロジェクト目標

現地 NGO 及び現地政府間のネットワークが構築され、ストリートチルドレンに対する支援体制が強化される。

(3) アウトプット

1. 事業地のストリートチルドレン及び周辺住民の現状が把握される。
2. 支援を行う団体の能力向上のための指針が明確化され、ストリートチルドレンに対し支援を行う現地 NGO1 団体、現地政府及び自助グループの支援技術が向上する。
3. 現地 NGO 団体と現地政府機関の間の連携促進の体制が整えられ、各団体が連携・統合機能強化のための研修を受け、現地 NGO 及び現地政府間のネットワークが機能する。

(4) 活動

1. ストリートチルドレン調査・情報収集

- 1-1 自助グループ（教会メンバー、女性グループ、ユースグループ等からなる）メンバーを選定し、結成する。
- 1-2 事業地のストリートチルドレン及び周辺住民に対し、子ども・若者の生活場所、人数、生活状況、最優先支援項目等について聞き取り調査するための指導・育成を上記自助グループに対し実施する。
- 1-3 上記の聞き取り調査を実施する。
- 1-4 特に、家庭がありながら路上で生活する子ども・若者の家庭背景、生活場所、生活状況、ニーズ、最優先支援項目等について調査を実施する。
- 1-5 上記調査の結果を現地 NGO の Street Children Aid（以下 SCA）及び JCCP が管理し、以下の活動に活かす。
- 1-6 上記情報をストリートチルドレン支援団体に共有する。

2. ストリートチルドレン4分野において支援する現地 NGO 及び現地政府に対し能力強化研修及び実地訓練を実施する

2-1 カウンセリング・心理ケア技術向上：

- a. 高度な心理的ケア（性暴力や薬物依存症等の被害者）の技術を現地 NGO 及び政府カウンターパート職員にカウンセリング技術を研修する。
- b. 上記 1-1 で結成された自助グループに対し軽度なケア（カウンセリング）の技術を研修する。
- c. 上記の研修を基に対象となるストリートチルドレンに対してカウンセリング・心理ケアを実施する。

2-2 シェルター提供と管理：

- a. ストリートチルドレンに対してシェルターを提供し運営を行う。
- b. 現地でシェルター運営にかかわる政府機関や現地団体の職員に対し、カウンセリング研修、モニタリング研修などを実施する。

2-3 啓発活動：

- a. 現地 NGO に対し、性教育、HIV/AIDS 予防、保健衛生、薬物防止、犯罪回避の5分野及び基礎英語教育、スポーツに関する啓発活動を実地訓練の形式で行う。
- b. 選定された対象者に健康及び安全に対する意識・知識に関するテストをプロジェクト開始時、中間、後半に行う。
- c. 上記各テーマの啓発セッション実施マニュアルを作成し、現地 NGO 及び現地政府と共有する。

2-4 職業訓練・斡旋：

- a. ストリートチルドレン及び生活困難な若者のうち、一定の条件を満たす対象者を選定する技術をカウンターパート団体に対して研修する。
- b. カウンターパート団体と共同で職業訓練生を選定する。
- c. 職業訓練講師が主導して訓練生に職業訓練を行い、カウンターパート団体に技術を移転する。
- d. 訓練卒業生に対し外国人が利用するレストラン・ホテル等に就職斡旋を行うための市場調査を実施する。
- e. カウンターパート団体に対して斡旋技術を実地訓練形式で研修する。
- f. プロジェクト開始時、中間、及び後半においてカウンターパート団体の能力評価を調査する。
- g. 職業訓練生として選定された若者の職業訓練修了率及び就職率を訓練終了後に調査する。
- h. 職業訓練及び就職斡旋の実施マニュアルを作成し、現地 NGO と共有する。

2-5 上記 2-1 から 2-4 までの事業実施に係るマニュアル及び成果を測る指標を作成し、各カウンターパートと共有する。

3. 上記 2. の団体に対し、統合的支援のための立案研修を実施し、評価及びフォローアップを行う

- 3-1 各現地 NGO 及び現地政府から約 1~2 名を選出し、JCCP への出向による能力強化のための長期研修を行う。
- 3-2 現地 NGO 及び現地政府の連携のための定期会議を開催する。
- 3-3 上記 3-2 で立案された連携活動を計画・立案する。
- 3-4 上記で立案された連携活動を実施する。
- 3-5 上記で実施された連携活動の成果を現地 NGO 及び現地政府と共有する。

2. 評価結果

妥当性

本事業は、以下の点より妥当性が認められる。

- 現地では、ストリートチルドレンを含めた社会的弱者への支援を実施する現地 NGO が複数存在するものの、脆弱な組織体制や資金難のため、計画的・継続的な活動よりはむしろ、その時々ドナーから資金を得ることのできる範囲で活動を実施している、というのが実情である。現地 NGO と現地政府間のネットワーク構築によるストリートチルドレンに対する包括的な支援の実現は、現地ニーズに沿っており、妥当性が高い。
- ジュバ市内には、支援優先度の高い社会的弱者が多く存在する。また、治安情勢や JICA と団体との連絡体制、緊急時の対応を鑑み、ジュバ市を事業対象地としたことは適切であった。
- 事業対象地は内戦を経て独立後の国家建設の途上という脆弱な状況にありニーズが認められた反面、事業期間を通して、治安状況を含む流動的な活動環境が事業進捗に大きく影響した。

実績とプロセス

プロジェクト目標は概ね達成されたものの、現地の流動的な事業環境もあり、個々の成果には差異が認められる。

事業開始後、現地の状況変化に対応し、新たなカウンターパートの選定と事業計画の見直しを行った。その後も、当初目指していた、現地 NGO と現地政府のセクター横断的な新たなネットワーク構築が困難であることが判明し、中央エクアトリア州政府、ユニセフ及び NGO で構成する既存の児童保護ワーキンググループ（以下、CPWG）の能力強化を通じた子供たちへの支援体制の強化へと軌道修正を行うなどして、再度の事業計画の見直しを行った。これらは、主に現地の特殊な活動環境に起因するものではあるものの、現地で事業経験のある団体であることを鑑みると、より慎重な事前調査と準備によって、リスクを低減できたのではないかと思料する。

なお、各成果の達成状況、実績は以下の通り。

<成果 1>

- ジュバ市内のストリートチルドレンに関する既存の調査結果を整理した上で、家庭があるにもかかわらず路上で生活する子どもの家族を対象とした補完調査をカウンターパートと協働で実施した。その調査結果をレポートに取り纏め、CPWG 参加組織・団体等に共有した。

<成果 2>

- 事業開始以降、SCA と協働して約 30 名のストリートチルドレンを対象に衛生、薬物回避、HIV/AIDS、性教育、性暴力にかかる啓発活動を実施してきたが、事業期間中に、ドナー全般

に対するストリートチルドレンの不満と反発が強まり、同啓発活動は中断を余儀なくされた。そのため、対象者をジュバ孤児院（同国に2か所ある国営孤児院の1つ）に保護されている子どもに変更し、中央エクアトリア州ジェンダー社会開発省及びSCAからの出向者と共に衛生、薬物回避、HIV/AIDSにかかると啓発を継続した。これらの啓発活動の内容と手法をまとめた保健衛生啓発マニュアルを作成し、CPWG参加組織・団体等に共有した。

- 計3期・108名の若者への職業訓練（座学・実習・OJT）を実施し、就職斡旋とその後のフォローまでを行った。この一連の活動においては、現地NGOであるWomen Self Help Development Organization (WSH)より計3名、South Sudan Old People Organization (SSOPO)から計2名の出向者を講師アシスタントとして受け入れ、訓練実施の各過程に係る指導技術及び要点を習得させた。また、職業訓練マニュアルを作成し、CPWG参加組織・団体等に共有した。
- 職業訓練に参加するストリートチルドレンに宿泊施設（シェルター）を提供するにあたり、ジェンダー社会開発省及びSCAからの出向者をモニタリング・メンタリング担当者として配置し、ストリートチルドレンへの心理ケア支援に係る指導を行った。

<成果3>

- 裨益者支援体制の更なる強化を図り、政府と現地NGOの能力・連携強化支援を行うため、ジェンダー社会開発省及び現地NGO（SCA、WSH、SSOPO）からの出向者を受け入れ、上記活動を協働で行い、また各種研修を実施することで、出向者の能力強化を行った。
- 2013年10月に政府・ユニセフ・他国際NGOとChild Protection Minimum Standards及びreferral mappingに関する研修を共催し、関連して、referral mapping整備のためのCPWGに所属していない児童保護関連団体の調査を実施した。その後、CPWGの能力強化に係る研修を計画していたが、2013年12月の同国の治安情勢悪化に伴う実施団体の国外への緊急退避により、同研修実施が不可能な状況となった。

各成果に係る活動実施のための投入は、その効果に対してコストを要した面もあるが、治安対策の必要性を含む現地事情を鑑みれば、概ね妥当であったと思料する。

効果

本事業の有効性及びインパクトは、以下の点より、ある程度認められる。

- プロジェクト目標に対しては、現地NGO及び現地政府間のネットワーク構築及び子ども全般に対する支援体制強化の基盤形成という点で貢献した一方で、指標に示された「同ネットワークが包括的な支援を立案・実施する」「団体間の連携活動が定期的実施される」点については、やや不十分さがある。
- アウトプット1においては、ストリートチルドレンの家庭状況を明確化し、CPWGを構成す

る組織・団体が連携してストリートチルドレンに対する効果的な活動を立案・実施するための貴重な情報を提供した。アウトプット2では、現地政府・NGOが啓発、シェルター管理、及び職業訓練の分野で当団体の活動運営のノウハウを修得した。また、啓発及び職業訓練にかかり手法をまとめたマニュアルを作成し、関係者に共有した。アウトプット3では、現地政府・NGOが研修を受け、協働活動を実施することを通じてネットワーク構築・子どもに対する支援体制強化の基盤を作ることに貢献した。なお、以上のアウトプットにおける重要な要素として、団体が現地政府・NGOから出向者を受け入れ、これら出向者の連携促進・能力向上を図ったことが挙げられる。また、児童保護にかかる政策（Alternative care of children）策定のためのCPWG作業部会やCPWG関連規定（Terms of Reference・Information Sharing Protocol・Minimum Standards for Interim Child Care Centers）策定への参画を通じて、CPWG内の連携及びCPWGによる子どもに対する支援体制の強化の礎を築くことを支援した。

- 変化をもたらす上での促進要因としては、CPWG副議長として議論、計画策定・実行を主導した他国際NGOの存在、南スーダン人の雇用促進を目指す現地政府の方針、および職業訓練局の設置等が挙げられる。
- 一方、ストリートチルドレンのリーダー格の若者が本プロジェクトの職業訓練生として選ばれなかったこと、他団体によるターゲットグループへのアプローチ（ストリートチルドレン側によると「名前を記録し写真を撮って空約束をするのみで、まったく支援を行ってこないことが何度もあった」）に対して、当該ストリートチルドレンが不満を募らせ、NGOには一切協力しないとの意思表示を行った上に他の子どもたちにも同様の態度を強制させたため、ターゲットグループをストリートチルドレン以外の脆弱な子ども・若者（ジュバ孤児院の孤児等）に変更せざるをえなくなる、という事態も発生した。
- 最大の阻害要因としては、2013年12月以降の急激な現地情勢悪化であり、これにより事業終了時までには予定していたほとんどの活動を中止もしくは大幅に縮小せざるを得ない事態となった。特に、成果3に係るCPWGへの能力強化研修が実施できなくなったことは、本事業のプロジェクト目標に大きな影響を与えることとなった。

持続性

前項に記載の通り、現地の政情・治安が安定していくことが前提となるが、本事業の持続性は以下の点で認められる。

- 出向者として受け入れた現地政府・NGOの職員が出向元に戻り、同種の啓発・職業訓練等の活動を実施する、ないし当団体での経験に基づき出向元の活動およびマネジメントを改善することが見込まれる。
- 作成・共有したマニュアルを基に現地政府・NGOが啓発・職業訓練を実施することが見込ま

れる。

- 共有したストリートチルドレンの家族調査の結果に基づき、現地政府・NGO がストリートチルドレンに対する取り組みを変更する、ないし新たな取り組みを行うことが見込まれる。

しかし、上記について、現地の人々の自主的な活動や政府の取り組みで対応するのは容易ではなく、資金の欠如が大きな阻害要因となる。これを克服する現実的な手立てとして、現地政府やより経験のある NGO と連携してドナーから資金を獲得する必要がある。また、2013 年 12 月の情勢悪化以降、未だ現地の治安が安定していないことも大きな阻害要因の一つである。

3. 市民参加の観点からの実績

- 一般市民を対象とした事業報告会を 2 回実施し、国際協力への関心向上に貢献すると共に、団体に広報イベント実施のノウハウが蓄積された。
- PCM 研修や経理研修を通じて JICA 事業の仕組みを学び、その知見を団体内で共有することで、組織内の能力強化を図ることができた。
- 団体のウェブサイトや機関紙に事業概要や活動報告を掲載した。

4. グッドプラクティス、教訓、提言等

<グッドプラクティス>

- 職業訓練及びシェルターを提供した元ストリートチルドレン 1 名が就業し、貯金を継続している。職場での人間関係等が原因で仕事を辞めようとするのが度々あったが、現地政府・NGO からの出向者が本人に対して行ったきめ細かいモニタリング・フォロー・メンタリングが支えとなり、現在も働き続けている。また収入を得るようになったことで家族とも連絡を取るようになり、自身の収入の一部を母親に渡していることが確認されている。
- 啓発活動の対象であるジュバ孤児院について、過去に他団体による職業訓練を受けた孤児は就職に奏功しなかったが、本事業による訓練を受けた孤児のうち 1 名が就業し、現在も継続している。別の 1 名は就職後に自立意識を高め、長年暮らした孤児院を出て親類の住む田舎へ引っ越した。なお、他、第 3 期訓練を修了した 2 名については残念ながら、2013 年 12 月 15 日以降の現地情勢悪化に伴う雇用市場縮小により就職できていない。
- 職業訓練修了生を受け入れた就職先から、次回の職業訓練の修了生も就職させたいという要望があり、また修了生のうち 2 名が就職後に昇進するなど、本事業にて就業した訓練修了生に対する就職先の評価は総じて高い。

<教訓、提言等>

本事業は、紛争経験国なおかつ独立直後という、特殊な事業環境下で実施された。同国に対する

支援の潮流が緊急復興支援から社会開発へと移行する中での今回の事業実施については、草の根技術協力事業の一つのチャレンジとしての一面もある。ODA の支援が行き届かない厳しい環境で活動する NGO の知見と経験を活用した新たな試みとしての今回の実施の意義が認められると同時に、事業提案に際しての情報確認の難しさや活動自体の厳しさへの対応といった点において、今後に向けた教訓及び課題を示したものと思慮する。